

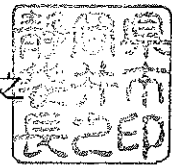


袋井市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による袋井市土橋土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

令和7年10月14日

袋井市長 大場 規之



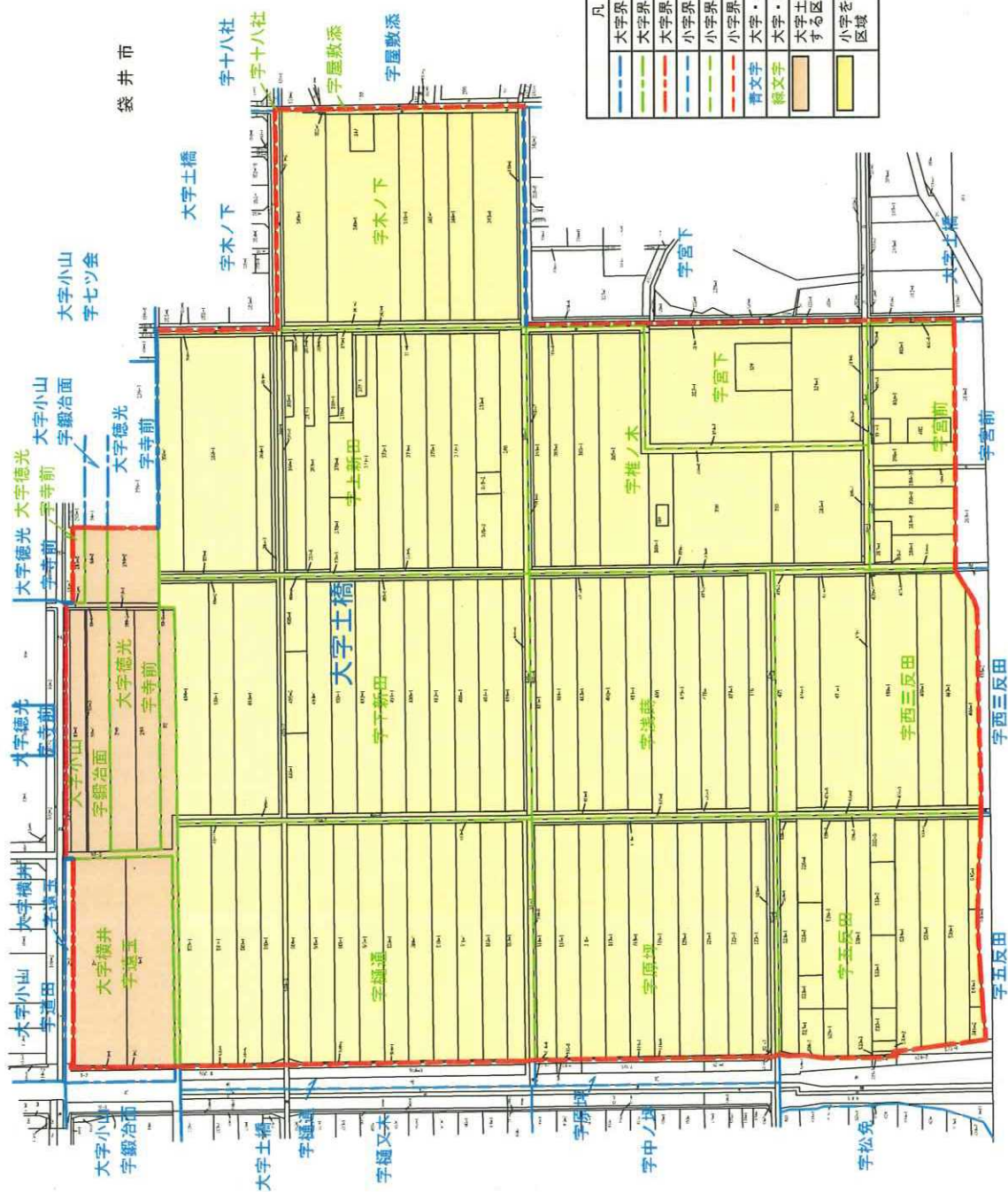
1 大字土橋に編入する区域

大字横井字遠玉の一部、大字小山字鍛冶面の一部、大字徳光字寺前の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

2 小字を廃止する区域

大字土橋字宮下の一部、字木ノ下の一部、字上新田の一部、字椎ノ木の一部、字宮前的一部分、字西三反田の一部、字浅蒔の一部、字下新田の一部、字樋通の一部、字原坪の一部、字五反田の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字木ノ下の一部に隣接する字屋敷添の道路である公有地の一部、字木ノ下の一部の地先の字屋敷添の道路の一部、字木ノ下の一部の地先の字十八社の道路である公有地の一部

地番等は省略し、関係書類は袋井市総務部総務課に備え置く。



凡	例
--	大字界(変更なし)
- - -	大字界(変更前)
- - -	大字界(変更後)
- - -	小字界(変更なし)
- - -	小字界(変更前)
- - -	小字界(変更後)
青文字	大字・小字(変更なし)
緑文字	大字・小字(変更前)
	大字土橋に隣入する区域
	小字を廃止する区域
	施行区域 (変更後) 大字土橋